

令和7年第19回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年10月20日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

議案第85号	選挙人名簿から抹消する者について	・・・ P. 1
議案第86号	在外選挙人名簿に登録する者について	・・・ P. 3
議案第87号	在外選挙人名簿への登録の移転をする者について	・・・ P. 4
議案第88号	在外選挙人名簿への登録申請を不受理とする者について	・・・ P. 6

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について	・・・ P. 7
----------------	----------

議案第85号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 671 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 268 人 |
| | 市外転出者 | 402 人 |
| | 在外移転者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年10月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和7年9月1日から令和7年9月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年5月1日から令和7年5月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	119	149	268
転出	195	207	402
在外移転	1	0	1
合計	315	356	671

議案第86号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|------------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年10月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

議案第87号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙2のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年10月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7. 9. 19現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7. 10. 20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	48	1	0	0	1	49
女	79	1	0	0	1	80
計	127	2	0	0	2	129

議案第88号

在外選挙人名簿への登録申請を不受理とする者について

在外選挙人名簿への登録をされる資格を有しない者から登録申請があったため、次のとおり在外公館申請を不受理とする。

令和7年10月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿への登録申請を不受理とする者の数
2人
- 2 選挙人名簿への登録申請を不受理とする者の氏名等
別紙3のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項及び施行令第23条の6の規定による。

(在外選挙人名簿に登録しなかつた場合等の通知)

公職選挙法施行令第23条の6 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官を経由して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならない。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第20回	定例	11月20日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第21回	定例	12月 1 日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
令和8年 第 1 回	定例	1 月20日（火）	午前 9 時40分	早良区役所 中会議室
第 2 回	定例	2 月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 3 回	定例	3 月 2 日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 4 回	定例	4 月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 5 回	定例	5 月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 6 回	定例	6 月 1 日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 7 回	定例	6 月30日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 8 回	定例	7 月17日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第 9 回	定例	8 月20日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9 月 1 日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	9 月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	10月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室